

第四十四回国会
衆議院

内閣委員會議録 第二十七号

昭和三十七年四月十七日(火曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君
理事 伊能繁次郎君 理事 草野一郎平君
理事 堀内 一雄君 理事 宮澤 胤勇君
理事 石橋 政嗣君 理事 石山 權作君
理事 山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君
金子 一平君 倉成 正君
辻 寛二君 藤原 節夫君
保科善四郎君 緒方 孝男君
田口 誠治君 西村 関一君
受田 新吉君
出席國務大臣 藤枝 泉介君
出席府委員 小平 久雄君
總理府總務長官 佐藤 朝生君
總理府總務副官 八巻淳之輔君
總理府事務官 恒本 一雄君
防衛府事務官 麻生 茂君
防衛府參事官 加藤 陽三君
防衛府參事官 小幡 久男君
防衛府參事官 小野 裕君
防衛府參事官 木村 秀弘君
防衛府參事官 久保 忠雄君
防衛府參事官 林 一夫君
防衛府參事官 眞子 傳次君

出席府委員

總理府總務長官 小平 久雄君
總理府總務副官 佐藤 朝生君
總理府事務官 八巻淳之輔君
總理府事務官 恒本 一雄君
防衛府事務官 麻生 茂君
防衛府參事官 加藤 陽三君
防衛府參事官 小幡 久男君
防衛府參事官 小野 裕君
防衛府參事官 木村 秀弘君
防衛府參事官 久保 忠雄君
防衛府參事官 林 一夫君
防衛府參事官 眞子 傳次君

總理府事務官 大石 孝章君
總理府事務官 沼尻 元一君
總理府事務官 小里 玲君
總理府事務官 竹内 壽平君
總理府事務官 中嶋 忠次君
總理府事務官 本多 丕道君
總理府事務官 加藤 重喜君

總理府事務官 大石 孝章君
總理府事務官 沼尻 元一君
總理府事務官 小里 玲君
總理府事務官 竹内 壽平君
總理府事務官 中嶋 忠次君
總理府事務官 本多 丕道君
總理府事務官 加藤 重喜君

總理府事務官 大石 孝章君
總理府事務官 沼尻 元一君
總理府事務官 小里 玲君
總理府事務官 竹内 壽平君
總理府事務官 中嶋 忠次君
總理府事務官 本多 丕道君
總理府事務官 加藤 重喜君

本日の會議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第八七号)

○草野委員長代理

これより會議を開きます。
本日午前中、中島委員長が所用のため出席できませんので、委員長の名指により、私が暫時委員長の職務を行ないます。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 私は、先月の二十日、佐世保の米軍基地において、アメ

リカの兵隊が駐留軍労働者をピストルで撃った事件について、お尋ねをしたいと思います。

早く質問をしようかと思っておったのでございますけれども、もうすぐ調査が終わる終わるという米軍の発表もございまして、できれば一応めどがつくまで実は待つておいた方がいいんじゃないか、そういう気持ちで、今まで質問をしなかったのでもございますが、なかなか真相が明らかになりませんので、一カ月もたつておることでもございまして、この際、真相究明の一助にもなるのではないかと思ひまして、あえて質問をしようという気持ちになつたわけであります。

事件の荒筋は、すでに御承知のことと思ひますけれども、一応私の方で承知いたしておきます分について申し上げてみたいと思ひますので、足らざる点、誤つておるような点がありましたら、その辺からたゞしていただきたいと思います。

この事件は、先ほど申し上げましたように、先月の二十日、時間は、午前十時から十時半ころの間までというふうにいわれております。そのころの時間に発生しておりますが、場所、佐世保市の針尾弾薬庫正面ゲート付近であります。加害者は、すでにわかつておりますように、米海軍佐世保基地海兵隊のノーマン・G・ラング海兵隊二等兵、十八才だそうです。被害者は、米海軍警備隊の針尾分遣隊に配属されております自動車運転手、中尾

正、三十四才、どういふ経過からこのような事件が起きたかといふと、立哨中のラング二等兵が、用便を理由に交代を要求してきた、その交代要員を運んできた車の運転手がこの中尾氏であつたというふうに関係しております。中尾運転手は交代を待つておる間、運転の座席にすわつておつたのですが、すわつたまま突如として被弾しておる、そういうふうに関係しております。負傷の程度は、鼻先から右のほお骨を抜ける貫通銃創、初め出血多量で危篤状態であつたのが次第に持ち直して、現在のところ、命に別状がないことがはつきりました。若干機能障害が残るといふふうに関係しております。

簡単に言えば、以上のような経過であつたと思ひます。以上のような経過で経過を見てもらいますように、本人には何ら落度がないというふうに関係しております。また、運搬台にすわつたままです。まず、先ほど言つたように、あらましについて申し上げておきます。

補足すべき点があつたら補足していただきます。特に本人に落度がなかったという点は確認されておると思ひますので、この点、あらためて捜査当局の方から御確認願つておきたいと思ひます。

○本多説明員 御答弁申し上げます。ただいまのお話で、大体私どもの聞いておるところと同じなのでございまして、ただ、ラング二等兵が用便をもよおしたときに、ヘイトという巡

察の兵隊がやつて参りました。そこで、そのヘイトに交代を依頼しまして、ヘイトは上官の許しを得たわけでございますが、そのヘイトの乗つてきた中尾さんの運搬している車に乗りまして、そこから五百メートルばかり離れた事務所へ行つたわけでありまして、そこで用便を終えまして、その間十五分ぐらいだといふのですが、また中尾さんの車に乗つて帰つてきた。帰つてきて、歩哨哨舎の前でございまして、一回哨舎の中に入つて、ヘイトに帰つてきた旨を告げまして、ただ、拳銃について、本人は一回便所へ行つたときに拳銃をはずしておりますので、弾が入つておるかどうかが点検したいというので、ちよつと待つてくれといつて外へ出まして、そこで拳銃の点検をしようとした、そのときに誤つて弾が出たのだ、こういうふうな状況になつております。その他の点は御説の通りだと思ひます。

〔草野委員長代理退席、堀内委員長代理着席〕

○石橋(政)委員 これは、事件としては、経過だけから見ると非常に単純なものであるような気がするわけですが、ところが、一月近くたつておるのに、真相というものがなかなかつかめない、そういう点から、非常にいろいろ不明明なうわさが伝わつております。私は、そのうわさも率直にきようは指摘していきたいと思ひますが、本論に入ります前に、捜査の方法についてお尋ねをしたいわけですが、地位協定の十七条の(四)によります

と、このような事件の場合にも、当然日本の捜査機関がタッチできるような規定になっておると私了解いたしております。そこで、現在までの捜査に日本の政府機関が、警察がどの程度の介入をしておるか。どうも見ておられますと、形式的にタッチはしておられるけれども、実際にはアメリカ側の一方的な取り調べが行なわれておるような気がしてなりません。特にこの事件にあつては、日本人の目撃者というものが全然おられないわけです。やられた被害者本人中尾一人、あとはアメリカ兵が、加害者ともう一人の交代兵とおられるだけで、なかなか日本側としては調べにくい面がある。アメリカ側の方としてみますと、幸いというのかどうか、米兵二人だけが目撃者ですから、いろいろな工作が行なわれる可能性があるというふうに見ておられるわけなんです。そこに根本的に不明朗なうわさの生ずる要素があると私は思うのでございますけれども、日本の警察当局がどの程度この捜査に介入したか、その経過を先に伺ひしておきたいと思ひます。

○本多説明員 順を追つて御説明申し上げます。

事故が発生しましたのは、三月二十日の午前十時過ぎでございますが、警察が最初に認知いたしましたのが、同日の午後二時ちょっと過ぎごろのようでありました。これは、県の涉外労働管理事務所から佐世保警察署にそういう連絡がありまして、そこで、佐世保警察署から地元管轄署であるところの早岐警察署に連絡をいたしました。また、同時に県の本部の方にも連絡をいたしております。それで、早岐署長以下係官が直ちに針尾の弾薬庫に参りまして、事実の真相をつかもうとしたわけでございますが、そのとき、大体時間には四時半ごろであつたということであります。それで、米軍側の勤務時間は午後四時というところになっておりましたので、大抵の者は帰つてしまつておつて、はっきりした事情がわかる者がおられないというふうな状況であつたのであります。そこで、署長が、当直の下士官に、そういう事故があつたという話を聞いたのだが、どうだといううことを申し出ましたところ、当日の当直日誌を調べまして、事故が午前十時二十七分にあつたというところを確認したわけでございます。それから被害者はどうしたかということ、被害者は直ちに救急車で共済病院に運んだというところがわかりましたので、捜査員一名を病院に行かしております。病院の方では、ともかく今非常に大事な時期だから、面会してもらつては困る、あしたにしてくれ、まだ生命に別状はないというふうな話を主治医の方がしたものでありますから、捜査員はそのまま帰つてきております。

一方、早岐署長以下の係官は、それ以上そこにおりましたらちがあきませんので、一たん帰りまして、佐世保警察署の涉外係を通じて、米軍の調査部と海兵隊に連絡をいたしてあります。この米軍の調査部の方も、時間外でありますので、はっきりした返答のできる者はおらなかつたやうであります。海兵隊の方では、たしか副官だと思ひますが、そういう事故があつたということはわかつてはいるが、きょうは時間外でどうもよくわからないの

で、実際の捜査はあしたにしてみたいというふうな話があつたやうで、その日はそのまま帰つております。

翌日の二十一日の午前九時から、早岐署長以下の係官がまた米軍側に会いまして、米軍側と協議をいたしました。そのとき、署長以下日本側としては、事は非常に重大である、わが方としては徹底的に真相を追及しなければならぬのだというのを強く申し入れたやうであります。それに対して米軍側としまして、基地内の事件であるし、私の方としてもそれは捜査しなければならぬのだ、両方ではないか、いわゆる合同捜査ということをして申し入れてきたわけでありまして、日本側としましては了解いたしましたので、合同捜査をしようということ、その点について打ち合わせを行なつたやうであります。それからその日の午後一時から、その日の監督者とか、あるいは交代者のヘイトとか、その他救急車で運んだ兵隊とか、そういった事件に対して関係のあるやうな人を呼びまして、午後一時からずつと事情を聴取しておつたやうであります。

それから一方、病院の被害者の方にも二十一日に参りまして、ようやく医者が面会を許可してくれましたので、そこで被害者にもお目にかかりまして、被害者から事情をいろいろ聞いております。そういうことで二十一日は終わつております。

それから二十二日に、あらためて被害者に対しては、もう一度正式に調書を作成しております。それから一方、県の本部から捜査一課長、鑑識課長その他関係者、それから米軍側の憲兵大尉、それから佐世保の地検の検事、これからの人たちが、二十二日の朝に、一緒に参りまして現場の実況検分を行なつております。その実況検分を行なつた後に、被疑者であるところのラングという兵隊の取り調べを日本側が要求したのであります。それに

ついて、それでは明日から取り調べに応じさせようという話がつきまして、その日は、基地の方からはそれで帰つております。それから共済病院の主治医の、被害者を見た医者の方から、その日にけがの状況その他を聞いております。

それから翌日の二十三日の午前中、第一回目のラングの取り調べを合同で行なつております。ところが、この第一回の取り調べにおきましては、ラングは供述していません。少年でありますし、非常に驚いた関係もあるかもしれないといふやうな状況で、捜査が進捗いたしませんので、その取り調べを一応打ち切りまして、さらに関係者からの事情聴取をこの日に行なつております。

それから二十四日、五日の二日にわたりまして、どうもこういう状況ではないので、今後の取り調べについてさらに米軍側の協力を求め、いろいろと打ち合わせをしているやうでございます。

二十六日の午前と午後にはわたりまして、またラングの取り調べを行なつております。ところが、ラングとしてはいまだどうも答弁する用意がないとか、そういうやうなことを理由にいたしまして、はっきりした回答をしないというやうな状況にありましたので、

午後の三回目の取り調べのときに、ともかく話すことができないならば、一つはつきりとした弁明書を書いてもらいたいということを申し入れたやうであります。

それで、二十七日の午前中にまた第四回目の取り調べを行なつたわけでありまして、そのときはラングが弁明書を持参して参りまして約二十分ぐらゐにわたりましてそれを読んでおります。それには、自分が暴発したという事実は認めておるわけでありまして、あくまで故意とか、そういうものではなくて、ただ、自分は便所に行つて、そこで一たん拳銃をはずしておるので、帰つてきてからもう一回たまたまの数を調べるつもりで、拳銃を取り出した。そのときは、拳銃を上の方に向けて、絶対に安全な方法をとるが点検したつもりだ。そのときに哨舎内におつたヘイトが何か言つたやうであります。その言つたのがよく聞かえなかつたので、それは何かというところで、ヘイトの方をちよつと見て返事をした。そのときに、またヘイトが何か言つたが、自分はよくわからなかつた。そういうことを思つたその瞬間に、暴発をしてしまつた。自分としては、どうしてそういう暴発が起こつたかよくわからなかつたといふやうな趣旨の弁明書を出してあります。これに基づきまして、さらに取り調べを進めたわけでありまして、ラングとしましては、弁明書以上のことは何も申し上げることはないとはいふやうな返答であつたやうであります。それで、警察側といたしましては、その調書を翌日の二十八日に供述調書にいたしまして、署名捺印を求めたわけでございます。それで、一応被

疑者、関係者、それから被害者側の取り調べを二十八日に終了いたしておるわけでございます。

二十九日に、いろいろ検討した結果、被害者側の中尾さんの言い分も、ヘイトとラングという兵隊は、自分は二、三カ月前から知っている、平素日本人に対して何ら悪意を持ったり反感を持ったりするような人物ではない、また、自分に對しても、今まで不快な思いをさせたり、あるいはけんかをしたりというような状況は全然ないの

で、自分を故意に撃つというようなことは毛頭考えられないというようなことは、中尾さんも言っておりますし、また、拳銃発射をして中尾さんの顔に当たったのが、左の鼻の横から右の耳の下に抜けておりますが、そういった状況から、当時の車の位置、あるいはその兵隊の立っていた位置、中尾さんの腰にかけていた位置というようなものを勘案いたしまして、やはり横から暴発しているというのが一番妥当な考え方のように思われる状況にあります。また、拳銃をもてあそんだかどうかというような問題につきましては、車でその哨舎に帰って参りましたから暴発が起りますまでの時間は、非常に短い時間でございます。特に兵隊が拳銃をもてあそんだというほどのこととはとれないというような状況から見まして、これはラングの弁明書にもありますように、一応たまたま点検のつもりで取り出したのが暴発したというように見るほかはないという結論を得まして、いわゆる業務上の過失傷害事件といたしまして、長崎地検の低世保支部へ送致いたしましたわけでありま

す。○石橋(政)委員 日本警察当局の捜査状況、そういうものは今初めてお伺いしたわけですから、そこで、私は、主として過去三回にわたってアメリカの方が正式に発表しております発表文に基づいて、いろいろ矛盾している点、疑問の点、こういうものを実は洗い出し

たわけで、この発表文を中心にいろいろお伺いしたいと思うのであります。その前に確認をしておきたいと思

いますのは、日米両者で共同で捜査をしたという点でありますし、この捜査の段階においては、それでは食い違

いは全然ないというふうにおっしゃっておりますのかどうか。これを確認し

ておきますと、米側の発表を私が追及する場合にも、日本政府もこれは認めたというところになるかと思

います。まず、食い違いがあったのかどうか、全く同じ見解を持

っているかどうかが、最初にお尋ねをしておきたいと思

います。○本多説明員 私ども聞いております範囲では、特に著しい食い違いはな

かったようでありま

す。ただ、米軍側としましては、最初からこの事件を暴発事故であるというよう

な気持ちを持っていたように思

います。日本側といたしましては、単なる暴発であるのか、あるいは故意であるのか、あるいはその結果の暴発であるのか、そういう点についての捜査というものが一番大事な点でありま

すので、あくまでこちらで捜査したいというところを強く申し入れたのであります。

○石橋(政)委員 その疑問の第一点は、今捜査課長のおっしゃったところにあるわけですから、日本側に最初に通報したのがアメリカ側ではない。今御指

摘になっておられたように、佐世保の渉外労働管理事務所から通報がなされ

ております。これは駐留軍の労働組合が注意を喚起して、そうしてその立ち

会いのもとに、日本の警察にも連絡をさせてお

けるわけですから、アメリカ側が通報する前に、労働組合の注意によって労働管理事務所が警察に通報して

おる。その時刻が、大体二時半ごろという今お話をしたが、この点にも問題がある

わけですから、この点にも問題があるわけですから、二時半ごろと前

に比べて、二時半と二時二十五分に初めて佐世保の渉外労働管理事務所

に連絡をしております。そのときに、すでに事故の原因はビストルの暴発だ

と云っているのです。どう考えたって納得がいきません。本人は数日後まで供述を拒否してお

るのです。何もしない。それなのに最初から暴発による事故だとい

うきめつけ方をしておる。こういうところから、いろいろなるわ

ざが出てくるのは当然じゃないですか。誠意ある態度とはどうした

てこれは考えられませんか。加害者が何もしない。一言も言わないのに、捜査当局が一

方的に暴発による事故だと言う。もう少し詳しく申し上げますと、こういうふうな連絡をしてお

ります。「午前十時頃歩哨交替のためジープを運転して海兵隊(マリン)一人を針尾

薬庫門まで運ぶ。マリンを降してそれまで立哨中のマリンとの交替の間本人は車内

で待機していた。その時マリンの一人が暴発させたコルト拳銃の弾が本人に

命中。推定時刻は午前十時五十分。なお詳細の状況は本人以外の日本人の証人がお

らないため不明、マリン達は憲兵隊で調査中、傷病の程度も不詳。加害者は憲兵隊で調査中だ。しかし、調査中というけれども、あとでわかったことは、何も自供はしていない。傷病の程度もさ

っぱりわからぬ。そういう段階において、早くもマリン一人が暴発させたコルト拳銃の弾が当たったのだ、こういうきめつけ方をしておる

というところ、まず問題があるわけですから、これは、あなた方に

したって納得がいかない。今お話をしたが、スタッフがどこに何か不明なものを感ずる要素がここにあるわけですから、だ

から、巷間のうわさですけれども、常識的に考えて、鼻から抜けて耳の下に通

不利だというものがあるからこそ、黙秘権の行使というのが出てくるのじゃないですか。これが一般の常識人の考えですよ。もしそういう決定的な不利なものがないと、ほんとうの過失であつたならば、済まないという気持ちが先立つて、実はこういう事情でしたというのをしゃべるのが普通なんじゃないでしょうか。この点で、長年の経験者として日本の警察当局の御見解をお伺いしたいわけなんです。並びに、この黙秘権というもののについての私の考え方についても、一つ御意見を述べていただきたいと思うのです。

○本多説明員 ただいまのお話、非常にこもつともだと思つたのでございまして、その点、確かにラング二等兵が三回にわたつて供述をしておられ、取り調べに対して応じておられないということについては、非常に理解に苦しむ点があるわけですが、本人が供述しない以上はやむを得ないということと、むしろその裏づけを私どもとしては検討したわけでありまして、米軍側が最初警察へなぞすぐ連絡をしなかったかという点も、私どもとしてやや不思議に思つたわけでございますが、やはりそれは、米軍側の考え方、われわれとしては納得のいかない考え方ではあります。一応事故であるという先入主をもつてこれを扱つておつたということから、むしろ事務管理事務所の方へ連絡をしたのであらうというふうに解釈いたしましたのであります。

その被害者に対してまずどういう措置をとつたかということも調べたわけでございますが、米軍側といつたしましては、救急車ですぐ病院へ運ぶと同時に、

に、直接に海兵隊の隊長が副官とラングを連れまして病院に行つて、陳謝の意を表しておる。また、被害者に対しては、さらに司令官が見舞に行つておる。それからまた、三日目からは、米軍側で家政婦を雇つて、中尾さんの世話をさせておるといふような状況もありまして、米軍側としては、必ずしも悪意を持つてとやこうしたというようにも私どもとしてはとれないわけでございます。また、先ほども申し上げましたように、被害者の話というもののいろいろ聞いてみますと、ラングが特に被害者側に対して悪意を持つて、あるいは拳銃をもてあそんで、そのために被害者に被害を与えたといふほどの証拠も出て参りません。そういうような結果からいまして、総合的に見て、やはりいろいろ気持の上で、私どもと米軍側との考え方にも多少最初においては食い違いがあつたという感じがいたしますが、結果的に見ますと、特に故意に事実を隠蔽しているといふような状況には私どもとしてはとつておられないわけでございます。

○石橋(政)委員 その点、私いささか考え方が違つたのです。普通われわれの常識からいけば、中尾個人に対して特別の感じを持つておられない、何もわざわざねらひ撃ちするやうな要件がないから、おそろくわざとやったのではないからうという判断が成り立ちますけれども、アメリカ人と日本人という立場からいくと、そうばかりでは結論が出ないのです。私も長い間駐留軍の勤務関係に携つておりますから、よく知つております。これは、一中尾に対してどうあつたといふことではなくして、日本人に対してどうあつたかとい

うことも、この問題は考えなければならぬのです。中尾を特に憎んだとか、これを軽べつしておるか、そういう感情はなくても、日本人に対してどういふ考えを持つておるかといふことまで、われわれとしては一応考慮する必要があるのです。この米側の三回にわたる発表を見ましても、どうも私は、済まなかつたといふ気持の表われが出てゐると思ふのです。何となく加害者をかばつておる。被害者に対しては、大したことがない、経過良好、そういうふうなところを強調しておるやうな印象をどうしても受けます。この点も特殊の事件として御考慮を願ふべきだと思ふのです。第一、ろくに調査もしないうちに暴発と

きめつけたこの態度からもうかがわれまふ。供述を拒否したといふことについて、やはり一応疑つてみる必要があるのです。私、先ほど黙秘権といふものについても見解を述べましたが、日本国憲法にも、三十八条において、「何人も、自己に不利な供述を強要されない」と規定しております。アメリカの方の憲法も調べてみました。大体同じやうな規定の仕方です。改正五

条によりますと、「何人も、刑事事件において自己に不利な証人の地位に立つことを強制せられることがなく、」

こつたといふ規定に規定されておる。いづれも不利な場合といふことである。国民感情の違い、国民性の違いといふやうなものがあるのかどうか知りませんが、何となくこれは納得いきません。済まなかつたといふ気持ちがあつた者が行使する権利だとはどうしてわれわれ考えられないのです。従つて、中尾個人に対してどういふ感

情があつたかといふことよりも、やはり私たちとしては、今申し上げたやうに、日本人に対して非常に軽く考へておる、米軍の発表すらそれを裏づけてゐるじやないかと言わざるを得ないのです。現に、あとで私申し上げようと思ひますが、基地の中では、ふざけ半分にしよつちやうやつてゐるのです。よ、ホールド・アップといふやうな調子で。向こうの兵隊が持つてゐるピストルや小銃の中には、実弾が入つてゐるのです。そういうものでもおもしろ半分はホールド・アップなんてやるのです。向こうさんがふざけ半分にやるのならば、こちらと同時にホールド・アップなんてやるものなら、ものす

ごいけんまくで怒るのです。こつちの方には空包しか入つてゐないのを知つておられるが、そういうところにも問題はあります。突然起きたといふふうに見られない要素があるのです。下地があつたといふふうには私たちは見るわけですが、

さらに私どもが疑問に思ひますのは、事故発生時刻です。これはこれからいろいろお尋ねしていく問題に關連性がありますから、ただしておきたいと思ふのですが、一体二十日の何時何分にこの事故が起きたのか。あなたは今二十時二十七分といふアメリカ側の発表をそのまま引用されておられるやうですが、おかしいです。この二十時二十七分はおかしいです。あとのいろいろな計算が合はなくなつてきます。今から立証しますけれども、ほんとうに二十時二十七分といふのが事故の発生した時間だといふふうに自信を持つておられますか。現に先ほど私引用いたしました

が知りませんけれども、佐世保渉外事務管理事務所に通報して参りましたその通報によりますと、午前十時ごろとしてある。しかも、推定時刻は十時五分と言つておる。この通報を行つたのは、アメリカの機関において働いておる者ではありませんけれども、日本人です。大友といふ安全の方をやつております技師の通報であります。これによりますと、十時ごろ、推定十時五分と言つておられますが、この十時五分か二十時二十七分かといふ問題は、單に二十分の短い時間の問題ではなくなつてきます。これから私がいろいろ話していく過程の中で、この二十時二十七分といふ事故発生時刻には自信を持つておられるかどうか。その点をまずお伺ひしておきたいと思ふ。

○本多説明員 十時二十七分と申しましたのは、先ほどの当直日誌の時間でございますが、私の方へ警察側から連絡がありました時間は、十時二十分ごろといふことになっております。

○石橋(政)委員 それじゃ私が、十時二十分や二十五分ではつじつまが合わないといふことをこれから御説明申し上げます。救急車がこの現地に着いて被害者を収容した時間は何時ですか。○本多説明員 被害者を収容した時間ははつきりしておりませんが、運んだ病院の到着時間は十一時といふことになつております。

○石橋(政)委員 その点は、米軍の第三回の発表に書いてあります。一応私は信用しよう。一応です。この点も疑問はありますけれども、そうしますと、病院といふのは佐世保共済病院であります。針尾の弾薬庫から共済病院まで何分かりますか。フル・ス

ピード、ノンストップで走って。
○本多説明員 今までの報告によりま
すと、通常二十分前後ということに
なっております。

○石橋(政)委員 大体ほんとうにフ
ル・スピードで走って、ノンストップ
で走って二十分で行けるかなと私も思
います。それも一応信用していきま
しょう。そうするとそれは十時四十分
に針尾の現場に来て、被害者を収容し
て乗って行ったとしますと、今度は
救急車が現場にかけつけてくるのにや
はり最低二十分はかかると思います。
そうですね。そうすると、海軍病院か
ら出発してあります救急車は、海軍病
院を何分に立ったことになりませんか。

○本多説明員 その点ははっきりして
おりません。私の方の調査が行き届い
ておりませんが、アメリカの救急車で
あるということだけは聞いておりま
す。

○石橋(政)委員 その点は私は調べて
おるのです。アメリカの救急車がア
メリカの海軍病院から出発してきてお
るのです。そうすると、共済病院より
も海軍病院は若干速いのです。だか
ら、これまたフル・スピード、ノンス
トップで走って二十分以上かかる
わけですね。そうしますと、兵隊が、発
射した本人があるいは立ち会ったもう
一人の兵隊が、直ちに電話に飛びつい
て海軍病院に電話した。すぐ飛び出し
たとしても、十時何分に出発しなければ
計算が合わないのです。被害の実
際に起きた時間よりも早いことになり
ますよ。十時二十分あるいは二十七分
にこの事件が起きたとするならば、そ
れよりも早く電話をかけたことになる
じやありませんか。こんなばかなこと

が通用しますか。しかも、私が言っ
ておるのは、実際に走ってみればわかる
が、行きも帰りもフル・スピード、ノ
ンストップで走ったときの話です。計
算が合わないじやありませんか。そう
いう点は、アメリカの発表なりアメリ
カの言っていることを、そのまま日本
の警察ものみにした結果になってお
りはせぬですか、事故発生時刻自
体。これが、一番最初に海外労働管理
事務所に通じのありました十時五分な
ら、十時二十分や二十五分や二十七
分では、事故が起きる前に電話をかけ
て、それより早く救急車がスタートし
てきた、こういうばかばかしいこと
になります。これは専門家のあなた方が
よくわかるはずですね。疑問に思われ
るならば、あらためて調べ直してごら
んになる意思があるかどうか、その意思
の表明を待ちたいと思います。

○本多説明員 ただいまのところ
は、私が申し上げました程度しか私ど
もでは状況がとれておりませんので、
もう一度その点は調査いたします。
○石橋(政)委員 これが三番目の私の
疑問点です。計算をしてみた場合に、
常識的に考えて、フル・スピード、ノ
ンストップといったって、それは簡単
にいけませんし、電話をかけてから、
消防車のようなものでも、即座にばっ
と出てくるなんてことはちよつと考え
られないし、やはり一番最初に日本の
安全技師が連絡した十時五分というの
が事実じやなからうか。その前後に、
ちよつと米軍の通信の使用回数が急激
にふえたという立証もあるのです。も
のすごく電話が混んだというの、私
の方で調べているのです。常識的に、

やはり十時五分ごろが正確な時間じや
なからうか。

そうなるべくと、ここに新たな問
題が出てくるわけですが、応急措置な
り、あるいは救急車の手配なりが、直
ちに行なわれておらないのじやないか
ということですね。先ほど、米軍の第三
回発表の、共済病院に被害者が収容さ
れた時間が十一時というのを私は一
応信用しようというのを申ししま
した、その点は調べてないから。それ
にしても、十時五分に事故が発生し
て、病院に入るまで一時間です。こ
れだけの重傷患者を、事故が起きてか
ら一時間後に初めて病院に送り込むと
いう態度が、どう考えても、私は妥当
だと思えません。鼻から耳の下まで抜
けるような重傷患者を、一時間後に病
院に収容させておる。しかも、米軍の
第三回の発表に至っては、私に言わせ
れば言語道断ですよ。結局日本側への
通報がおくれたのは、いろんな調査に
手間取ったからだ、こんなことを書い
たあとで、「米海軍救急車が事故の直
後針尾島の現場に急行し、それから非
常なる短時間で中尾を病院に護送し
て十一時に病院に着いている。ある第
三者は「この急速な救助が負傷者の早
期回復を多分助けた」と感じている。」
とぬけぬけと言っている。事故が発生
してから一時間もたつて病院に入れて
おいて、早く収容したから命が助かっ
たのだらう、私は何という言いぐさで
すかと言いたいのです。おそらくこの
辺をおそれて、五分発生事故を二十
五分とか二十七分とか言っているの
はないか、こういう疑問も出てくる。
私の言っていることが十分御理解願え

ると思います。確かにこの針尾島の現
場付近には病院はないでございませう。
しかし、すぐ近くの早岐という町
には、病院は何ほどもあります。タク
シーもあります。車だつて、現にその
現場にあるわけですね。一体どういふよ
うな応急措置がとられたのでしやう
か。一時間後に病院に入れるまで放置
されておったのでしやうか。その辺は
お調べになりましたか。

○本多説明員 私の方としては、
先ほどお答えいたしましたように、十
時二十分ごろ事故ということ、至急
病院へ送ったというふうに解釈いたし
ております。

○石橋(政)委員 それじや捜査当局
は、その点全くアメリカ追従で、自主
的に、私が感じとつたような疑問すら
感じなかった、そういう疑問を感じて
調べもしなかったということになりま
すよ。向こうの受け売りだということ
になりますよ。日本人は基地の中で、
提供された施設や区域の中で、こうい
う目にあつたらどんな扱いを受けても
どうにもならぬということになります
よ。

それじやもう一つ、労働管理の担当
者である調達庁の方では、こういう疑
問はお持ちになりましたか。現に自分
が責任を持っております労働者の人が
そういう目にあつておることにについ
て、積極的な取り調べをなさり、ある
いはその事故発生後の措置について何
らかの異議の申し立てでもなさいまし
たか。この点、労働管理の責任者であ
る調達庁の方に一つお伺いいたしま
しょう。

○林(一)政府委員 調達庁のこの事故
発生後にとつた措置を概略申し上げま

すと、事故発生は十時約二十分ごろと
いうふうに聞いておりますが、この事
故発生の実態を承知いたしましたの
は、先ほど石橋先生から御指摘があつ
たように、地元の組合からの通知を受
けて、その事実を知つたのでありま
す。それが約零時十分ごろであつたか
と存じます。そこで、直ちにその事実
を確認するために病院に行きまして、
それからすぐ軍に連絡しまして、その
真相を確かめようとしたのでございま
す。軍におきましては、たまたま労働
士官室には、労働士官を初めだれもい
ないというふうな状況でございまし
た。その点まことに残念に思つてい
るでございませう。このような事実を確
認いたしましたので、直ちに関係機
関、これは佐世保の警察署、佐世保の
事務所、その他の関係機関に通報しま
すとともに、さらに共済病院に参りま
して、被害者のお見舞いをいたしたわけ
でございませう。その後、この事故につ
いての調査が始まりました場合におい
ては、関係者としてその席上に参りま
して、知り得た連絡時間等については
よく説明をいたしているんであります。

○石橋(政)委員 どうもどちらの答弁
も満足いきません。一体事故が起きた
そのあと、被害者に対して応急措置と
してどういう処置を講じたのだらう
か、このことを私たちはまず心配する
わけですよ。特に加害者に自責の念が
あつたというならば、何よりもかによ
りも、しまった、どうしよう、すぐ医
者を呼ばなければ、そういう気持ちにな
るのが人間として当然じやないです
か。あなたの場合でも、一体それは
やつてくれただらうか、こういう気持

を持ってくれないのですか。私はすぐそこを調べたのですよ。そうしたら、病院に入るまで一時間もかかり、よく命が助かったと、米軍が感じているようなものとは逆な気持ちを私は持っているのです。この疑問に答えてくれる何らの材料が警察当局にもないし、労務管理当局にもない。先ほども申し上げたように、早岐という町には病院が何ほどもある。だれでもまず感ずること、みんな地元の人なんですから、早く病院に連れていくなり、医者と呼ぶなり、このことです。現に、公式か非公式か知りませんが、佐世保渉外労務管理事務所第一回目の通報をしてきた安全技師の大友氏の話によりますと、こういうことを言っております。前畑の日高という顧問、これが現地の責任者ですが、この日高顧問から電話連絡があった、「警備員一人が拳銃の暴発でけがをした、けが人に対しては弾薬庫隊長より海軍病院及び海兵隊本部に通知を終ったが、一切の事については、わからぬが報告しておきます」と連絡があり、なお患者は早岐の榊美外科に送り込んだというのを聞きました。こういう話をしているのです。そこで、大友さんは、さっそく榊美外科に行っているのですよ。そうしたら、何のことでか、全然知りませんという話だった。おそらく現場で、現地の事情に明るい連中ですから、榊美外科に連れていかねければ、あるいは榊美外科から来てもらわねければという話があったと思うのです。それが間違われて、榊美外科に連れ込まれたというふうな情報になったのではないかと。だから、同じ日本人仲間、事件がどうしたかこうしたかとい

うことよりも、どうして早く被害者に手当をするかというのを考えているということなんです。ところが、米軍やあなた方は、そのことは調べもしておらぬということになるじゃありませんか。情ないじゃありませんか。本件に關しては、アメリカの方の気持にはびつたりいつているかもしれぬけれども、われわれ日本人の仲間と同じ血が通っていないということになります。これが次の疑問点です。どうも私は、十時五分という事故発生時刻では、それから後にとられたいろいろな措置に問題が出てくるので、ずっと事故発生時刻をずらしていったのではないかと、この疑問を持たざるを得ません。しかも、私は、先ほど救急車の移動の状況から割り出して立証したわけでございます。

そこで、今度は、政府機関に対する通知が、今度のはなぜかという問題が同様に現れてくるわけなんです。この点でも、米軍の発表にはごまかしがございました。三月二十三日の第二回のPIOの正式発表です。これによりまして、「佐世保渉外労務管理事務所には、事故が発生した後、僅か数分後、すなわち二十日火曜日の午前十時四十分には通知がなされた。海兵隊の調査官が中尾の負傷の程度について知ったのは、早すぎた。事故発生後僅か三時間しか経っていないその時において、佐世保警察もまた通知を受けた。」こんな発表をしております。これもインチキなんですね。インチキだということをご指摘する前に、アメリカの方で第三回発表で認めました。第三回発表では、二十九日の発表ですが、「本件の日本政府保官への通知に関する最

初の証言は木曜日に再調査され、米軍と日本側発表との明らかな食い違いは調整された、基地労務室の安全技師大友徹の供述には「労管は十時四十分には通知を受けた」と最初は了解されていた、大友の証言を再検討してみると、大友は実際に労管に対して事故の完全な詳細がまとまった後直ちに一時四十分通知をしている。「私は十時四十分には充分の詳細を知り得た事実上出来なかつた、なぜならずっと後までは詳細な事が判明しなかつたから」と言明している、大友が労管に電話をしたあと、労務士官フレッド・D・ピーターソン大尉は午後二時二十五分頃二度目の電話を受けている、労管は一時間前に通知を受けていたけれども労管はこれをもって（労務士官の電話をもって）「正式の通知」であると述べている。「この正式の通知」をしておりますから、第二回目の発表、数分後十時四十分には労管に連絡をしたというのはいくらもあつた。ところが、最初のものはさうだといつて訂正して出された二度目のこの時間にも疑問があるのです。これによりまして、一時四十分ごろに労管に大友氏が連絡したと言っておりますが、さうじゃないのです。実際に大友氏が労管に電話をしたのは、先ほど申し上げた二時二十五分です。二時二十五分に全駐佐世保支部の佐々木副委員長が現実に労管におつて、目の前で受けておるのですから、これは間違いない。ほんとうに誠意のある態度だろ

うかと私たちが思わざるを得ないのです。さうして開き直つたようなことを言っております。労管はその前にちゃんと知つておつた、だからいいじゃないか、こう言わねばかりのことがつけ加えられておりますが、その前に労管が知つておつたのは、組合からかけつけて行つたからです。さうして松永労務係長を連れて病院にまで一緒に付いて、被害者を見舞つて、帰つてから、警察にも電話しろ、どこにも電話しろ、これは果の本庁にも電話させております。調達事務所の方にまで連絡させております。これは組合の副委員長がやらしているのです。組合から連絡するまでは労管も知らなかつた。それをもつて、労管が知つておつたからいいじゃないか、われわれが通知したのが多少おくれたかもしれぬけれども、知つておつたからいいじゃないか、さう言わねばかりの発表をしておる。それから私傑作だと思つていないその時において、佐世保警察もまた通知を受けた。「僅か三時間」とは何というのですか。しかも、そのわずかに三時間後には警察はまだ知らないのである。どう計算しても四時間から四時間後です。こういうことを一つ一つ指摘して参りますと、単にさういふた米軍のやり方に疑問を持つというだけでは不十分で、やはり何かしらめたものがあるのじゃないかという気持ちにならざるを得ないのです。だから、せうきゅうとしておるのじゃないかという感じが私たちが受けざるを得ないのです。さう思いたくないけれども、さういうように一つ一つ洗つていくと、さう思わざるを得ないような要素がた

くさん出てくるわけです。私は、もう少し被害者の気持ちに立ち、そして被害者の日本人であるという立場を十分に考慮して、厳正公正にこの事件の真相究明をやつていただきたかつた。非常に困難なことであることはわかつております。しかし、現在の地位協定なり何なりで困難だといふならば、それを改正してでも日本人の権利を守るといふ任務を遂行するのが、日本政府当局の責任じゃありませんか。これは私は大臣に申し上げたいのです。地位協定で、提供施設の中で起きた事件についてはまあその程度でございます。どうしても、日本側の自主性を發揮して十分な捜査をすることは困難です。さういふことだけでは済まされません。困難なら、その困難な道を打開していくのが為政者の責任だと私は思ひます。この点について、私は大臣の所見をお伺いしたいのです。

○藤枝岡務大臣 今回のこの事件につきましては、結論的には、私は警察当局並びに調達庁から申し上げたことだと思ひます。しかしながら、被害者のさうした手当てについて、直ちにいかなる方法がとられたかという点につ

そうして再びさような点におきまして、こういう事故が発生すること自体が遺憾でございますが、万々不幸にして事故が発生した場合の被害者に対する手当の仕方、あるいは通報の仕方等につきましては、万遺憾なきを期するように、さらに十分な注意を喚起する所存でございます。

○石橋(政)委員 大臣の答弁によりますと、現在の地位協定のもとにおいて十分な捜査はできるのだとおっしゃる。そうしますと、十分な捜査をやつてない本事件については、日本の警察当局の怠慢だということになります。私が今指摘しておる問題について、正確な答弁ができないのです。全くアメリカの捜査当局に追随している形が暴露されております。そうしますと、それは警察当局の取り組み方に問題があるのであつて、地位協定そのものに原因があるのじゃない、大臣の今の答弁によりますと、そういうことになりませんが、そういうことなんです。

○藤枝國務大臣 先ほど石橋さんが御指摘になりました、たとえば救急車が被害者を共済病院まで運んだ時間がどれくらいかかるか、あるいはその救急車が一体どれくらいの時間に来たかというふうな点につきましては、私は、現在の地位協定でも十分調査のできるものと考えております。もちろん、現地の捜査当局は十分調査をされたことと存じますが、それらの点につきましては、私の方でいたしましても、駐留軍労働者を管理をいたします立場から、なおさらに突き詰めた調べもいたしたいとは存じます。

○石橋(政)委員 防衛庁長官として

は、さしあたり労働管理の面における直接的な責任があるわけですが、私は、そのことも問題ですが、国務大臣としての御見解をお伺いしたつもりなのです。しかし、この点については、皆さん方、お聞きになつていらっしゃる方々もそれぞれの判断をお持ちになつていただけたらと思ひますので、あえて申し上げません。

もう一つ、捜査当局にお伺ひいたしますが、この加害者であるラング二等兵というものは、前科という言葉が当たるかどうか知りませんけれども、そういったものがあるかと思ひます。御承知になつておられるかと思ひます。知つておられるかどうか、私、新聞に出ておられるのをここで読んでみましますから、知つておられるか知つておられるかと思ひます。これは三月三十日の長崎時事新聞、三月二十九日の長崎新聞、私が見た範囲において、この二つの新聞に大体同じような記事が出ております。内容は「ラング二等兵は昨年九月四日昼ごろ、酒を飲んで同僚のジョージ・V・ヘイト二等兵、フランク・W・ウラデ二等兵と佐世保市の鹿子前水族館から陳列中のベッコウ二万円を盗み、相浦署の取り調べを受け地検佐世保支部に書類送致されたこと」もあり、また同市松浦町で日本人のバーの客引きをなぐるなど乱暴な行爲も過去にあるので、いたずら半分の中尾さんに向けてビストルを撃つたことも考えられる。こういう記事も載せておられますが、この点については、十分に御承知になつておられたわけでしょう。

○本多説明員 はつきり調べておるわけではございませんが、そういった情報があるということは承知しております。

○石橋(政)委員 どうなんです、何か事件が起きたときに、加害者の過去にどういふものは調べないのですか。過去にどういふことをやったか、しかも、日本人に対して暴行を加えたという事件まであるのですよ。そういうものを情報程度で知つておる、捜査段階で問題にはしないということなんですか。一般の日本人の犯罪者に対してもそういう態度で臨まれるのですか。

○本多説明員 まことに申しわけないわけですが、おそろしく現地としては十分調査しておると思ひますけれども、私の方への報告にはその点があつて、知つておられるか知つておられるかと思ひます。これは三月三十日の長崎時事新聞、三月二十九日の長崎新聞、私が見た範囲において、この二つの新聞に大体同じような記事が出ております。内容は「ラング二等兵は昨年九月四日昼ごろ、酒を飲んで同僚のジョージ・V・ヘイト二等兵、フランク・W・ウラデ二等兵と佐世保市の鹿子前水族館から陳列中のベッコウ二万円を盗み、相浦署の取り調べを受け地検佐世保支部に書類送致されたこと」もあり、また同市松浦町で日本人のバーの客引きをなぐるなど乱暴な行爲も過去にあるので、いたずら半分の中尾さんに向けてビストルを撃つたことも考えられる。こういう記事も載せておられますが、この点については、十分に御承知になつておられたわけでしょう。

○石橋(政)委員 ここにもやはり手落ちがあるような気がいたします。一つは窃盗です。これは直接関係ないといへばいいのかもしれませんが、私、専門家でないからわかりませんけれども、もう一つは日本人に対する暴行事件です。こういう前科は、常識的に相

報があるということは承知しております。

○石橋(政)委員 どうなんです、何か事件が起きたときに、加害者の過去にどういふものは調べないのですか。過去にどういふことをやったか、しかも、日本人に対して暴行を加えたという事件まであるのですよ。そういうものを情報程度で知つておる、捜査段階で問題にはしないということなんですか。一般の日本人の犯罪者に対してもそういう態度で臨まれるのですか。

当影響を持つのではないかと思ひます。中尾個人に対して憎しみがあるとかないとかいうことは問題じゃないと先ほど私は申し上げました。米兵一般と申し上げていいのかもしれませんが、れども、このラング二等兵なるものの日本人観は、こういうところにある。現われているのじゃないですか。こういうことも酌量しないで結論を出すというところは、私は許されないと思ひます。それからもう一つ、その交代に行つたという兵隊ですね、唯一の目撃者であるという兵隊、これの証言が相当重みを持つておると思うのですが、この兵隊と、鹿子前の水族館、これは佐世保市営の水族館ですが、ここから二万円相当のベッコウを盗んだときの仲間であるジョージ・V・ヘイト二等兵というのと同一人ですか。

○本多説明員 十分にまだ調査しておりませんので、調査してお答えいたします。

○石橋(政)委員 私も調査しております。人権の問題でありますから、申し上げません。しかし、これなども、実際に捜査に当たつた者としてみれば、立ちどくところに調べてみなければならぬ問題じゃないですか。もしかりに唯一の目撃者である米兵が、かつてグループとしてこの加害者と一緒の行動をやつて、窃盗でもやつた者であるというところになると、ちよつとまたこの問題が起きましよう。それすら調べていけません。私は結論的に申し上げて、納得がいきません。本問題に取り組む日本政府側、警察当局の態度というものに問題があると思ひます。一応、今私が指摘をいたしました問題だけども、これはしるうとの私に気がつ

いた面です。くろろろとのあなた方がもつと掘り下げて検討なされれば、疑問がもつとたくさん出てくるのじゃないかと思ひます。私はほんの何時間かざつと見ただけで、これだけの疑問が出てくるのですから、専門家の皆さんならもつと出てくるはずですよ。しるうとの私が探し出した疑問点すら一つもお答え願えない。そうして一応の結論が出ましたなどといって、日本の国民が、あるいは同じ職場に働く仲間が納得するはずはございません。どうか少なくとも最低限、今、私が指摘いたしました問題だけでも正確にお調べを願つて、私はあらためてまたここで尋ねをいたしますから、それまでに一つ早急に結論を報告していただきたいと思ひます。

途中でも申し上げましたように、残念な話でございますけれども、やはり米兵と日本人一般という、対した形での見ざるを得ないような要素がたくさんあるのです。この事件が起きてから、地元において、米兵発砲傷害事件対策委員会なるものができました。わが社会党あるいは民主団体が参加いたしました。こういうものを作ります。その対策委員会が発表しておりますものをちよつとここで引用してみます。三月二十三日に第一回の発表をしておりますが、それにはこういうことが書いてあります。「委員会としての、予ねて基地内における米軍人の銃砲とり扱ひが、慎重さを欠き、日本人労働者に対する態度も、公正と思えなかつた事情から、単なる偶発事件とみることはできないのである。同じく三月二十五日発表の文には、この

いふ面です。くろろろとのあなた方がもつと掘り下げて検討なされれば、疑問がもつとたくさん出てくるのじゃないかと思ひます。私はほんの何時間かざつと見ただけで、これだけの疑問が出てくるのですから、専門家の皆さんならもつと出てくるはずですよ。しるうとの私が探し出した疑問点すら一つもお答え願えない。そうして一応の結論が出ましたなどといって、日本の国民が、あるいは同じ職場に働く仲間が納得するはずはございません。どうか少なくとも最低限、今、私が指摘いたしました問題だけでも正確にお調べを願つて、私はあらためてまたここで尋ねをいたしますから、それまでに一つ早急に結論を報告していただきたいと思ひます。

タネはまかれていた」という小見出しのもとに「米側は二十一日午後三時、第一回のステートメントで「暴発による事故」と発表したが、しかし、単なる暴発か、重大なる過失か、故意にやったのか、まだわからない。基地労働者に緘口令を出し、彼らはなかなか慎重である。しかし、このような事件のおこる可能性はあった。第一には米軍の日本人に対する「ジャップ」意識であり、次に銃とりあつかいの粗雑さである。事例はいくらもあるようだ。西部劇もどきのガン扱いでは、日本人労働者こそたまったものではない。」という声明文を発表しております。私が先ほど具体的な例を申し上げたのもこういうことなんです。ホールド・アップ、あるいはときどきふざけて実弾を発射することもあるそうです。こういうことまでさかのぼって、特に労務管理当局は検討を加える必要があると思ひます。このような態度に対して嚴重なる抗議を申し込み、二度とやらないということを誓わせる必要があると私は思ひます。

以上、結論的に申し上げまして、米軍発表という限られた面からだけ、しかも私のようにほんとうのしろうとが検討してみただけでも、以上申し上げたような間違いや矛盾が発見されるわけですね。

整理して申し上げますと、まず第一に、何らまだ調査もしないうちに、そして本人が黙秘権を行使しておるにもかかわらず、深い自責の念をかかわらず、事件直後直ちに、原因はピストルの暴発だと決めつけたこと。第二に、事件発生時刻すらあやふやであるということ。第三に、日本政府機関への通報が極度におくれている事

実。第四に、加害者が黙秘権を行使しておるにもかかわらず、深い自責の念を表明しておるなどという、終始かばおうとしているような態度が見えること。しかも、この加害者が事件発生後とった措置にも私どもは疑問を持っております。第五番目に、調査はもうすぐ終わる終わると言いながら、なかなか終わらなかった。しかも、終わってから正式の発表がなされておらない。こういうふうに見ていきますと、何としても誠意というものをくみ取ることもできません。何かしら、最初に結論を出して、つじつまを合わせることにきゅうきゅうとしておるような印象をどうしても受けるを得ないのではありません。偏見ではなくして、被害者に対して同情はしたかもしれせん。運が悪かったくらい同情はしたかもしれせん。しかし、ほんとうに済まなかったという態度は残念な感じが取りきれないのであります。

〔堀内委員長代理退席、草野委員長代理着席〕

済まなかったと考えた場合には、もつといろいろな形の行動が現われてくるべきだと私は思ひます。国民性の違いからきたものだというふうには考えられない面が多々あります。ほんとうに済まなかったと思ひならば、何よりもまず第一に、真相を国民に知らせるということですね。これが先決です。過失なら過失、故意なら故意、なぜ銃口が中尾氏の方に向いてたのかをわれわれでもわかるように説明をすることです。加害者がどのようなピストルの操作を行なつておったのか、今までのような御説明では納得いきません。それからもう一つは、とるものものと

りあえず、二度とこのような事故は起こさないようにいたしますとみなに誓つて、特に同じ基地の中で働く労働者諸君に誓つて、そのためにこのような措置をとりましたという発表が当然行なわれたときに、私たちは誠意をくみ取るのであります。日本政府の当局といたしまして、一つきぜんたる態度をとつて、私は、この際、日本人労働者の安全保障と人権を守るための具体的な措置をとらせるように考慮していただきたいし、アメリカの方に申し入れもしていただきたいと思ひます。

残念ながら、先ほどから申し上げますように、日本人一般あるいは日本人労働者、特に労働組合というものに対する偏見は顕著に持っております。過去においても、佐世保の基地においては、労働組合の代表と会うということすらしないのであります。意思の疎通をはかるような努力もしないで、どうしてうまくいきますか。これは明らかに偏見です。この点なども特にただしていただきたいし、最後に、被害者に対する最大限の補償措置を講じてもらいたいということをお願いしたいのであります。以上、結論的に申し上げた点については、防衛庁長官、担当大臣としてあるいは関係の一人として、所信と決意を表明していただきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 今回の事件の取り扱ひ等についての遺憾な点は、先ほど申し上げましたように、十分今後注意を喚起して参りたいと思ひますが、さらにこの事件について、再びこうしたことが起こらぬように、しかも、こうした基地内に働く労働者諸君の不安を除去するための処置をとるように、これは調達庁長官から在日米軍司令部に嚴重な申し入れをいたしておるわけでござります。ただいまおあげになりました全般の問題につきまして、十分今後も米当局に申し入れをいたし、そうして再びこうしたことが起こらぬことを確保するために、最善の努力を払いたいと存じます。

○石橋(政)委員 だいぶ時間がたちましたから、もう一つの問題をなすべく簡潔にお尋ねをしたいと思います。それは、前会、三月九日の本委員会における質問で、私がいろいろと申し上げた佐世保の崎辺地区の使用問題なんです。当日の質疑の中で明らかになりました問題点が大体五つばかりあったと思ひます。それは、自衛隊としてほびひが、市民、これを代表する市議会等も工場誘致に非常な熱意を持つてゐるのだから、今後十分地元と話し合ひを進め、調整をはかるようにする、絶対に強圧的な態度はとらないように注意すること。次に、米軍が崎辺地区を返還するにあたり、自衛隊の使用を条件としていた事実はないということ。三番目は、返還にあつた条件というのは、昭和三十六年六月六日の合同委員会が確認されたものをいうのであるということ。四番目に、地位協定第三条によつて拘束される場合も、関係法令の範囲内であることは言うまでもないということ。五番目に、要は、返還にあつた条件に反しなければ、民間の工場が建つても差しつかえないわけであるということでありまして、この点、最初に、防衛庁長官と調達庁長官の御確認を願つて、次の質問に入りたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 ただいまおあげになりましたことは、その通りでございます。

○林(一)政府委員 ただいま大臣の御答弁の通り、その通りでございます。

○石橋(政)委員 その結論を得ましたので、私は質問をいたしました後、この予定されております工場が、はたして五条件に反するかどうかということを中心として検討したわけであります。結論は、私なりの検討の結果、反しないという結論を得ました。

その立論の第一は、大阪鋼管が新しい工場に置くことを予定しております電線管製造機械のメーカー、アメリカのオハイオ州のアー・エトナ会社というのだそうですが、この会社が自信を持って裏づけておるということ。副社長から書簡が来ておるわけでござりますが、これは専門的な分野が非常に多いございますから、私は朗読を差し控えます。とにかくそのような障害を生ずることはない旨をワシントン当局者とも懇談してもよいと付言して、自信のほどを示しておる。そういう資料を入手したということが一つ。

それからもう一つは、これは私独自の立場で、専門家の友人を中心に数氏集まつてもらつて、いろいろな角度から検討してもらつたわけですね。今後皆様方が御検討なされる場合に役に立つことがあろうと思ひますから、私はその結論をここで申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、電波障害の防止については現在さきめて進歩をしており、あらゆる場合、その一つ一つのケースについて、発信側にも受信側にも防止装置またはその対策が施されている。とい

うことであります。たとえば、発信側には雑音発生防止装置、モーターや螢光灯にさへも必ず規定によつてこれがつけてある。それから受信側にもフィルターを入れる等の障害除去方法が極度に発達しておる。こういうことが述べられております。それから法的にも措置が講じられる。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

電気工事施行規則や電波法等、その他によつてその規制が行なわれているので、かりに一般の通信施設、通信機能が電波障害によつて支障を来たしても、直ちにその除去の方法はあり、これが施行されている以上、固定的、永続的な障害はあり得ない、こういうふうな結論が出されております。

第二に、NHKその他各放送関係、警察、自衛隊、海上保安庁、電信局等の通信施設を初めとして、国内にある膨大な数の通信施設は、おのおののそばに工場があるとか、電車の電線が通つてゐるとか、各家の螢光灯の不良なものから自動車のエンジンによるものまで入れれば、膨大な障害となる要因は一応存在するのであるが、おのおのすべてその防止が行なわれ、すべての通信施設がその機能を円滑に遂行していることを思えば、崎辺だけ工場による電磁障害が米軍の通信施設の機能を妨げるとは絶対考慮されないといいことであります。

第三は、米軍が主張する溶接のスパークのごときものがその障害になるというのであれば、溶接は百八十サイクルであり、普通の電球六十サイクルの三倍にすぎず、きわめて小さく、また工場の場合、それらは建物に吸収さ

れるので、障害はあり得ない。各家庭の切れかかった螢光灯の方がもっと障害は大きい。道路通行の自動車もしかりである。また、障害が考えられる場合は、大工場より、かえつて設備の粗悪な町工場の方がその可能性は考えられる。こういうことであります。

第四番目は、ただ一つ、アンテナのすぐ隣に、これが隠れるような高い建築物を建てたときには障害が発生するが、これは法規により規制されている。千メートルも離れた崎辺の米軍施設に防止し得ない電波障害があることは絶対に考えられない。佐世保においても、各官庁の通信所の付近にはこれ以上の工場その他の条件が存在し、また、NHK佐世保支局のすぐ下にSSKのような膨大な工場施設があるが、おのおのその障害はなく、また除去され、防止され、その機能は完全に遂行されている。こういうことであります。

第五番目は、崎辺の米軍施設が特殊なもの、特に重要なものという弁明も当たらないようである。なぜならば、この施設は、外見もきわめて小さい施設であり、軍事的価値も大したことはないと見えて、米軍人は一人も見当たらず、海上自衛隊の隊員が若干いる程度であるのを見ても想像できる。こういうことであります。

第六番目は、なお、米軍側五条件の一項目に当たる三十メガサイクル以下とは、テレビ、レーダー、超短波等の特殊なもの以外すべての電波はこれに入るの、限定された特別な意味はなく、平たく言えば、すべてのものというにひとしい。また、一メートルにつき二十マイクロ・ボルトをこえるよう

な重大な障害をもたらすもの云々であるが、同様の規制は国内電波関係法規でも一般に行なわれており、米軍独特のものではなく、要するに、障害がなければ問題ないものと思われる。こういう結論であります。

そうしてこのほかに、崎辺地区にある米軍の通信施設というものが一体どんなものか、それを想定してみまして、方向探知機、ローラン、ビーコン、一般の連絡用送受信機等、いろいろ想定して検討してみたら、いかなる軍事上の施設であつても、発する電波は理論上の各サイクル別の電波に変わらぬのであつて、その施設のいかんを問題にする必要はないという結論である。また、米軍の五条件なるものは、文書にある純粹の電波上の問題だけを考慮すれば足りることは明白となつた。

最後に、要するに、前述したような崎辺の米軍ゴルフ場の端にボツンと置き去られたように建っている小屋程度の、米軍人が一人もいない通信施設に対して、千メートルも離れた現にある二十一空廠跡の建物を利用する大阪鋼管が、電波障害を与えようという主張はなかなか信じがたいものである。こういう分析の結果が私のところにもたらされました。

こういうものをいろいろ検討してみた結果、考えられることは、問題は、防衛庁さえ遠慮してくれば、問題は解決するのではないかといいことである。防衛庁の教育隊の敷地にほしいという気持ち、これを受けて、アメリカの方で少し無理してややこしいことを言っているのではないか、こういう印象を非常に強く持ったわけであり

ます。

そこで、私がお伺いしたいことはたゞ一つ、先日もし申し上げましたように、自衛隊の教育隊の敷地はほかにあるわけです。私があげただけでも、相浦、針尾、佐世保の旧海兵団跡、そういうものが数箇所としてあるわけですから、いま一度こういうところでどうするかという再検討をしていただきたいということなんです。

先日、佐世保市で旧軍港市議会協議会というものが開かれました。その際においても、満場一致で、この崎辺地区を一つぜひ大阪鋼管の敷地として払い下げてもらう運動を歩調をそろえてやりましょうという決議をしておりまして、その際明らかにしたものでございます。舞鶴に至つては八五%、呉が八〇%、これに対しては佐世保市はわずか二五%しか返還されてないといふことも明らかにしております。協力すべき点はいかに佐世保市が協力しておるからということが、この数字をもつて明らかなんです。そこで、両方立てるために、ぜひ防衛庁の方で再検討していただきたい。私はこの間の質問以後、数度にわたつて防衛庁長官にも、調達庁長官にも、この点についてはお願いしてきたわけでございまして、式に再検討の方の要請をいたしました。私の質問を終わりたいと思つたのですが、この点についてのお答えを願ひたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 十分御承知の石橋さんでございまして、こういうことを

申し上げるのはどうかと思つたのですが、実はあそこ崎辺地区に建てられるものが、返還の条件に合致するかどうかが問題でございまして、そうしてもちろん、防衛庁としては、ぜひあそこがほしいということには変わりがないのでございまして。ですが、防衛庁が遠慮しただけの問題ではなくて、建てられる工場が返還の条件に合致するかどうかが問題でございまして、一つ問題だと思つております。ただいまおあげになりました、絶対に電波障害はないのだというそのお話を、決して信用しないわけではないのでございまして、これにつきましては、御承知のように、日米双方の現地機関において具体的な問題について検討協議をすることになつておるわけでございまして。こうした協議が持たれて、それがはたして適格かどうかというこの検討をしていただくことが一つあるかと存じます。先般も申し上げましたように、佐世保が工場を誘致されるというこの前提条件については、私も非常に賛意を表するわけでございまして、ただいま申しましたように、私も十分研究はいたしますけれども、要は、そこに建てられると予定される大阪鋼管の施設が、はたして返還条件に合うかどうかということを検討していただくかなければならぬ。そして、い

の直接の衝に当たるのは、大蔵省当局であることはわかっております。現在大阪鋼管と自衛隊の競願の形になってるわけでありまして。そこで、工場があそこ建てられても障害があるかどうかというところは、一方でわれわれも検討し、会社の方でも検討し、そして大蔵省に対して、障害は起こしませんが、そういう立証を盛んにやるわけですね。しかし、かりに五条件に反しないという立証がなされても、防衛庁が一步も引かぬというのでは、これはどだい話にならぬわけですね。何のためにそのような努力をしたのかということにもなるわけですね。その辺を私は含みを持って十分に考慮するのだというお答えをいただきたいわけでありまして。

○藤枝国務大臣 お言葉を返すようにでございますが、私どもとしては、ぜひあそこを防衛庁として使わしていただきたいという非常に強い希望を持つわけでございます。しかし、工場誘致ということも大切なわけでございます。従いまして、工場に払い下げても、その工場がはたしてあなたの返還のときの条件に合致するかどうかということも十分検討をしていただかなければならぬわけで、そういう点につきまして、非常にかたくなな気持ちでいるわけでないことだけは申し上げたいと思うわけでございます。

○石橋政務委員 それでは、たとえば大阪鋼管の場合には、五条件に反しないということが明らかになった場合にも、あくまで固執するということはないのだ、その点では若干幅があるのだというふうに理解をして、私は質問を終わりたいと思いますが、差しつかえございませんか。

○中島委員長 次に、恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

○受田委員 私は、恩給改正案に對し、最初にお尋ねをするにあたりまして、長に事務的な立場のことをお尋ねをして、政治的な問題を総務長官に一つお尋ねしたいと思っておりますので、お含みを願います。

今度の改正案を拝見しますと、その最も核心に触れるものは、公務扶助料、普通恩給額等のベース・アップであります。一万五千円ベースから二万円ベースあるいは二万四千円ベースに切りかえたという、この措置でございますが、このベース・アップというものは、一体何を根拠にされたものであるか、その根拠を御答弁願いたいと思っております。

○八巻政府委員 恩給のベース・アップということは、従来も経済事情の変更に追いつけずしてやられて参ったわけでありまして、昭和三十三年、法律百二十四号によつて旧退職者の恩給のベースを昭和二十九年の一月一日以降から施行されました。それで、以前の一萬二千円ベース時代から引き上げたわけでありまして、その後の事情の変化を考慮しまして、今回の措置といつては、一般退職者及びその遺族につきましては、一萬二千円ベース、これは昭和三十三年の十月一日に改定されました公務員の給与ベースを基礎にいたしまして引き上げたわけでありまして、それによりまして、大体一萬五千円ベース時代よりも二割前後の増額になる。もちろん、二割前後と申しますのは、完全に一萬五千円ベースにしなければならぬ上級者については、一萬二千円ベースの据置きから、ある程度一萬二千円ベースと一萬五千円ベースの幅の間で制限を加えておりました。それを土台にして一萬二、三万ベースまで持つていくことによりまして、二割前後という増額になるわけでありまして、そういうことであります。また戦傷病者、戦没者の遺族という方々の公務傷病死没者につきましては、これら一般の恩給よりも特に処遇を厚くしたい、こういう見地から、二万四千円ベースに公務員の給与を基準にして引き上げることとした。これによりまして、大体現在の一萬五千円ベース時代よりも三割六分くらいアップになる、こういうことになるわけでありまして、この措置は、結局今申し上げました昭和三十三年以降の経済事情あるいは国家財政等、諸般の事情を考慮して、総合的に考へて

こういうふうなきめた、こういうことを申し上げております。

○受田委員 私は、このベース・アップの取り扱いについて、新しい道がここに開けておることを確認するわけですが、公務扶助料と普通恩給あるいは普通扶助料とにベースの差をつけたということ、この根拠はどこにあるかということですね。

○八巻政府委員 今申し上げましたように、公務傷病死没者につきまして、一般の恩給受給者よりも優先的に厚く処遇しようというふうな配慮から、そのうしたベースにおける差をつけることによつて実質的に厚くなる、こういうことであります。

○受田委員 予算上において、普通扶助料と普通恩給との総額、これは公務扶助料と比較して大したもものになっていないと思つてお示しいただいた資料を拝見しても、そう言えるのであります。この普通恩給と普通扶助料を二万四千円ベースにした場合に、どれだけの予算の追加が必要であるのか。

○八巻政府委員 全体を通じて二万四千円ベースに持つていく、こういう場合の予算は、平年額にいたしまして、三十七年度の人員を基礎として計算いたしますと、大体三百六十億でございますが、今回措置いたしましたように、一般の恩給受給者につきましては二万円ベース、公務傷病死没者につきましては二万四千円ベースということになりました結果、約三百三十億、そのくらの隔たりができております。

○受田委員 わずかに一割足らずの増額で、恩給体系をこわさなくて済む。公務扶助料をもらわれる人々には、別に

途にまた何らかの方法で、たとえば家族加給をふやす、未亡人加給をふやす、こういうような措置で道が開けてくる、こういうことが言えるのでございます。それから、一応恩給法のすべての体系は一本で前進するという基本的な立場だけはとおりにするべきではなかったか、かように思うのでございますが、いかがでしょうか。

○八巻政府委員 恩給の内部でベースを違えたということは、全然なかったわけではございませんで、たとえば、軍人恩給の発足のときには、逆に、文官については一萬二千円ベース、軍人については一萬円ベースというふうな時代もありました。また、ベースといつたしましては同じだというふうな時代もずっと続いてきております。しかしながら、今回の措置といつたしましては、そうした財政負担の関係とか、あるいはその他諸般の事情を考慮して、一足先と申しますか、より優先的な措置をとつた、こういうことでございます。

○受田委員 そうすると、一足先という、公務死没者以外の方は、適当なときに、追いつくという対策は用意されてあるのですか。

○八巻政府委員 これは、今後の経済事情の変化によることでありまして、これをどういうふうな手直しするかというところは将来の問題でございます。それと、それ相当の時期においてまた判断するということになるかと思ひます。

○受田委員 将来の時期に、この差がそのまま踏襲されるという形になることもあり得るのですか。

○八巻政府委員 恩給の内部でベースを違えたということは、全然なかったわけではございませんで、たとえば、軍人恩給の発足のときには、逆に、文官については一萬二千円ベース、軍人については一萬円ベースというふうな時代もありました。また、ベースといつたしましては同じだというふうな時代もずっと続いてきております。しかしながら、今回の措置といつたしましては、そうした財政負担の関係とか、あるいはその他諸般の事情を考慮して、一足先と申しますか、より優先的な措置をとつた、こういうことでございます。

○八巻政府委員 それは、そのときの状態において判断しなければならぬ問題でありまして、今直ちにここでどうこうということをして申し上げることはできないと思います。

○受田委員 三十七年度の予算において、この普通恩給と普通扶助料を二万四千円にすることで、三百六十億のうちで、必要経費は幾らになるか。つまり、二万四千円ベースに普通扶助料、恩給を持っていた場合に、どれだけ三十七年度予算へ追加すればよいか。

○八巻政府委員 先ほどは平年額で申し上げたのですが、それが三十七年度予算、つまり、十月実施という、平年の四分の一の場合にどうなるかということでございます。算術計算すれば、その四分の一ということでございます。

○受田委員 そうしますと、三百六十億の総額の中から、三十七年度の部分の四分の一ということになれば、金額はほんのわずかで済みます。

○八巻政府委員 三十七年度分といったしましては、三十億のうち一部分、こういうわけでございます。

○受田委員 四分の一ですから、三十億のうちほんのわずか。それで、全体を通じて三十億、増額分の一割に足らない額をちょっと配慮すればいいのであって、財政上の理由として、はなはだ薄弱だと思ふ。これは恩給局長としては大へん苦しいお立場であると思ふから、総務副長官にお伺いいたします。

これは、私ちょっと問題があると思ふのですが、ほんのわずか一割足らずの金額の操作をされることで、この恩

給体系をこわさなくて済む、こういうことになると思ふのでございますが、そのわずか一割足らずを節約されようとして、ここにびつこのベースで改定措置が講ぜられたわけですか。お考えいかがでございますか。

○佐藤(朝)政府委員 ただいま恩給局長からも御答弁いたしましたように、今受田先生のおっしゃったことは、本来から言えば、原則的なものであるというのを私も考えております。今回の場合は、諸般の事情でこういうふうになったのでございまして、将来はこういうことのないように心がけたと思ひますし、また、普通恩給、普通扶助料につきましても、なるべく早い機会に二万四千円ベースにいたしたいと思つております。

○受田委員 総務副長官の御答弁は、政治的に非常に前進した発言であります。公務性を持った人々を処遇するということになるならば、公務扶助料の倍率を改定すればいいのです。倍率をうんと高くしてやるべきであつて、倍率の基礎になる恩給仮定俸給額というものをそのままにしておいて、そして一方はベースを二万四千円、一方は二万円に押えるということになると、これは恩給法の建前からいっても問題があると思ひます。文武官を通じて同じ基準で処遇をさるべき性質のものが片手落ちになつてきておるというところで、公務扶助料の倍率を改定すればよいのです。待遇改善をやるうとするならば、公務性を高く評価しようとするならば、公務性を高く評価しようとする立場からは、こういう改定の時期に同時にやっておくべきであつて、公務扶助料の額は、その倍率によって明瞭に優遇されておるのだということを示す方が筋が通ると思ひます。これは、筋としては倍率の改定をやるか、あるいは同時にこれを一ぺんに引き上げるべきだと思ひますが、財政上、予算措置上の便宜だけで体系がくずされておるということになるのですか、あるいは体系の上からもこれは納得がいけるものかという御判断であるのですか、御答弁を願ひます。

○八巻政府委員 公務扶助料の受給者を優遇するならば、ベースを同じようにしておいて、倍率を変えても目的が達するじゃないか、こういうお話なんです。公務扶助料の倍率と倍率の問題、基本的には本俸に対する割合ぐらゐが公務災害に対する扶助料だ、こういうことの割合の問題ですが、この割合というのは、大体標準がございまして、最近の国家公務員退職年金制度でも本俸の四割とか、あるいは昔の恩給法時代でありますれば、公務扶助料としては普通恩給と同じ、すなわち、本俸の三分の一とか、そういうスタンダードのあれがあるわけでありまして、戦没者遺族の処遇等にあたりましては、上級者についてはその率を高く、下級者に厚くというような精神で、大体上の方は普通恩給並み、下の方は本俸に対する、現在六割近くまでいってありますが、そういうふうな率になつておるわけでありまして、これをむやみに変えるというわけにはなかなかいかぬと思ひます。そこで、結局処遇を厚くするということならば、基本給というものの組み直しをしていく、こういうことになるわけでありまして、問題は、普通恩給の方をどうして同じベースにしないのだ、こういうことだろうと思

うのですが、これは先ほど申し上げましたように、これによつて財政負担もよけいかるわけですし、そのほか、いろいろほかの年金制度等の関係もございまして、今回の措置としては、一般の恩給につきましては二万円ベース、公務災害関係の恩給につきましては二万四千円ベースということで優遇しておる、こういうふうに考えております。

○受田委員 総務副長官の御答弁で、政府のこれからの考え方の基本的なものははっきりしてきた。つまり、文官、武官を問わず、普通恩給、普通扶助料は二万四千円ベースに当然追いつけるべきである、このたびはこれができなかったのだ、こういうような意味の御答弁だと私了解するのです。副長官、さうですね。長官もそれと同じ御意見ですか。長官は副長官と違ひますか。

○小平政府委員 今回のベース・アップは、諸般の情勢から総合的に判断してこういうことになつたわけでございまして、将来は、今副長官から答弁申し上げた通りであります。今お話のありますような方向に進むべきもの、私も考えております。

○受田委員 しかも、この改定案の問題点は、その実施時期が三十七年に一部、完成が三十九年になつておるのです。この間において、また公務員のベース・アップというものが当然予想されるわけなんです。三十九年の当時になると、公務員のベースはあるいは三万円をこえるということになるかもしれせん。そういう時期にやつと二万四千円が実現をするということでは、終始従来の退職者と現職の皆さんとの間にアンバランスが生じてくるわけでありまして、人事院の規定をした国家公務員法の第百八条に、「恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の当時、直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の条件に応じて、その後において適当な生活を維持するに必要の所得を与えることを目的とする」と、この恩給制度の目的が書いてあるのです。その後において適当な生活を維持するに必要の所得を与えるという

ことになれば、やめた後においても、その退職当時の条件に応じて、やはり適当なベース改定というものが当然考慮されなければならないということになると思ひますが、いかがですか。

○小平政府委員 恩給の性格というものは、概括的に申しますならば、今お示しの通りだと私も心得ております。しかるに、現在の公務員の給与のベースが改定された場合に、それと必ず一致していくべきかどうかという点になりまして、これはやはりいろいろ要素を考慮に入れなければならないと存じます。一般経済事情の変化はもちろんのこと、特に物価の問題、生活水準の問題、国家の財政の問題、あるいは国民感情の動向といったような各種の要素を総合的に判断しなければならぬのだ、それによつて受給者の給与ベースというものが逐次改定をしていくべきものである、かように考えております。

○受田委員 必ずしも一致しなければならぬということはいけませんが、大体そういう方向へ持っていくべきである、こういう御答弁だと伺います。また、先年の臨時恩給等調査会の答申の中にも、この点が明瞭に書かれてあり

まして、特に有力意見の一つとして取り上げられておる。これは恩給局長御存じの通り、将来において給与ベースの引き上げがあるとしても、前退職者との均衡を考慮し、ベース改定後退職する者が割よくならないような処置を講ずるよう考慮することという一項があるわけだ。だから、やめる時期によつて恩給その他の年金が差がつくということになりまして、今退職勧告を受けた人が、長くおるほど退職年金が高くなるのだ、こういうことになる、なかなか退職ということも、踏み切ることが困難であるということも考えられるわけなんです。それで、やめる時期によつてその所遇の差が大きくなる、開くというところは、多少の差にはありまして、原則的には大体並行する形でいくべき性質のものだと私は思います。それは、長官さう思いますか。

○小平政府委員 先ほども申し上げた通りですから、大勢としてはそういう方向でいくべきものだというふうに考えております。

○愛田委員 大勢としてはそういう方向。そうすると、この二万円ベースの改定が昭和三十九年に完成した際において、三万円ベースになるという予想がつきます。大体今までの推移から見ると、三十九年には三万円ベースをこえるところに行くでしょう。そういう見通しの今日、三万円ベースになったときにやつとこまで二万円ベースが実施されるというところ、三分の二じやないですか。この三分の二で、退職の時期によつて恩給の均衡を保つという、この国家公務員法の精神や、臨時恩給等調査会の答申の有力意見に合致できるかどうかという問題があるわけだ。

○小平政府委員 今回の改定が完全に実施になる時期において、現職の公務員の給与ベースがどうなるか、これは今受田委員のお示しのようなことにあるいはなるかわかりませんが、いざいざいしたしましても、不確定なことではございまして、われわれはその成り行きに従つて恩給の方も考慮をいたしていく、ただいまのところ、こうお答えするよりはかなるうかと思つております。

○愛田委員 現在二万七千円ベースになっている。それが今二万円ベースで、あとから二年後に追つていくということになれば、これは大体ついていくということじゃなくして、非常に離れていくということになる。これは長官の御趣旨とは違つて非常に離れていきますよ。さうお考えでないですか。現在の二万七千円になっている公務員ベースと、やめた人がやつとこまで三十九年に二万円ベースになっていくのとは、非常に開きがあるという現象を御確認になりますかどう。

○小平政府委員 三万円ベースと二万円ベースというものを比較すれば、まさに三分の二にすぎないことは、これはもう数字の明かに示すところでありまして。ただ、先ほど申しました通り、それだけでこの恩給のベースをどうするかというところ、なかなかそれだけというわけにも参らぬかと思つて。その辺は、今後の成り行きに従つて総合的に判断していくというよりはかなるうかと思つておられます。ですから、隔たりがあるというところは、今申しした通り、数字的に明かでありまして。さういふ問題があるわけだ。

○受田委員 そうしますと、先ほど長官が言われた、大体いつもそのつど改定するというところで、追いかけていくという方法を取りたいという御答弁と、現実とは離れているということになりますね。

○小平政府委員 今回の改定も、結局は総合的な判断に基づくものではあります。その中の有力な一つの因子は、やはり現職の公務員の給与改定というものが一つの大きな要素になつておる、かように私どもは考えております。従つて、今後においても、現職公務員の給与の改定というものが、依然として将来にわたつて考慮されるべき一つの大きな要素となつて、現職のベースが変わるならば、それを考慮しながら、その他のものとの総合的な判断で、恩給のベースも改めていくべきものだ、さうに考えております。

○受田委員 どうもはつきりしないのですが、私は結論を急ぎましょう。恩給改定のいきさつは、従来経済事情の大きな変動に対処する場合と、もう一つは、公務員の給与改定がされた場合に、これに伴う措置としてなされる場合と、二通りある。しかし、現実の問題としては、やはり公務員のベース改定というものは、経済事情に即応してなされていくのですから、それを追いかけていくような形を取るのが妥当性を持つておる、こういうことが言えると思つて。従つて、せめて二万七千円ベースの際には二万四千円ベースのところまでは持つていくというような配慮をすることが、私は長官の趣旨に合致すると思つて。完全に一致してなくても、一歩手前までは追いかけていくという配慮が必要じゃないのですか。

○小平政府委員 そこが、先ほども申しましたいろいろな要素の総合的な判断によつてきめるほかございませんの、今お示しのように、幾らになつたら必ず幾らにする、こういうことをあらかじめここで申し上げるというわけにも参らぬわけでありまして。

○受田委員 そういうことではたよりないことですね。これは、退職の時期によつて公務員に失望を与えたり希望を与えたりすることなくして、一応公務員である者は、退職後もその生活の保障の根拠の年金がもらえるんだという基礎的なものは確立しておかないと、現在の公務員だつて非常に不安定を感じるわけです。その意味で、ほんのわずかな予算措置で済むのです。増額部分の割にも足りない措置でこれらの公務員の、あるいは文武官の退職者の処遇改善ができるのです。これを一つこの際考慮すべきじゃなかったか。それができないことになつておるので、ごく近い機会に何らかの措置をとりたいというのが副長官の御答弁であり、長官もそれを補説された。従つて、普通恩給、扶助料は、遠からず二万四千円に引き上げられるという期待を持つていいということになりますね。

○小平政府委員 同じことを申し上げるようで恐縮であります。方向としては、先ほど来申します通り、そういう方向でいくということになると思つて。しかし、さうかといって、時期を限つて恩給のベースを幾らにするというふうなことを、今私がここで、私の立場からはつきり明言をいたさない、それだけの権限もございませぬ。従つて、方向としては先生のおつ

しやる通りでありまして、また、われわれもそう努力いたしまして、こゝう言つておるわけなんです。

○受田委員 権限はないけれども、あなたの意思を言明され、それを閣議において主張されていくということでは物事が解決するのですから、いいですか、そういう担当者だけは強い主張をしておかぬと、なかなか実を結ばぬものです。しり込みをしておつたら仕事ができないです。

そうして、今度は具体的な問題で、公務員扶助料をもらわれる方々に対する処遇改善ということについて、人一倍強く考えておるものでございましてけれども、その問題の一つは、未亡人対策として、家族加給として、何らかの形で国民年金との併給ということが認められておりますけれども、こういう問題を同時に考えてあげ、減額されるのでなくして、併給を停止されるのでなくして、これは別に家族加給というものがあるべき性質のものではないか。公務員扶助料の受給者に対する家族加給制度というものを考へておられるか。

○八幡政府委員 現在家族加給のついておられますのは、公務員扶助料と増加恩給受給者でございます。この家族加給というものは、公務員扶助料の場合は、その年金を受ける人に扶養せられるもの、また遺族がある、こういう場合に、その一人につきまして年額四千八百円、また増加恩給受給者におきましては、増加恩給受給者の扶養する家族一人につきまして四千八百円というものがつけ加えられるわけでありまして。ただいまのお話は、未亡人の場合におきまして特に加給というのでございませ

しょうか、あるいは未亡人であるがゆえにその公務扶助料の年額を特にふやすというような結果になるような御措置だったように承りますけれども、公務扶助料受給者の中で、遺族の中で、特に未亡人だけをそういつた措置をするというところにつきましては、これは全体の体系上——恩給ばかりではございません。退職年金制度にいたしましてもそうでございますけれども、そういった全体の制度の体系上、むしろ問題だ、こう思っております。

○受田委員 家族加給の月四百円という金額が、これは少な過ぎるということとを申し上げている意味だったわけですから、従って、国民年金の寡婦年金、未亡人年金というものの実質的なものが、常にこれを伴うように今後も措置をする、また、その金額を、できればもう少し増額せしめていくというような形のもの、これは私、国民も納得すると思うのです。

○八幡政府委員 わかりました。つまり、四千八百円という家族加給、たとえば未亡人が未成年の子を養っておるといたしますれば、その子供一人について、基本年金のほかに四千八百円、その額が少くないということは、まことに御説の通りだと思います。ただ、しかし、この家族加給という家族手当の額は、一般の公務員の給与の上でわれわれがいただいております家族加給金というものと同じでございます。全体、その給与と制度上の体系というものは、一般の公務員に比べて家族加給というものを考えて参られたわけでありまして、今にわかに恩給だけは別なんですというわけになかなかない、こう考えております。

○受田委員 国民年金の併給を停止せしめないということ、つまり、扶助料をもらっている人も、国民年金は終始寡婦年金として別途にもらう、こういう形を今後も続け得るということになるかどうかという事です。

○八幡政府委員 国民年金と恩給等の公的年金との併給の問題につきましまして、別途厚生省の方から提案がなされているはずでございます。一般の恩給受給者につきましましては、国民年金と合わせて二万四千円まで、公務員傷病死と国民年金と合わせて七万円までという範囲内で、国民年金の方の併給をいたそうという案だと私たちが承知いたしておりますけれども、そうなりますと、その幅では、たとい恩給の方をもらってからおるからといって、国民年金を併給されない、受けられないというところにはならないわけでございます。両方とももらえらるというふうなことになる、こう思っております。

○受田委員 公務扶助料が七万二千円以上になつてくるということになると、これは七万円をこえますね。

○八幡政府委員 公務扶助料が今度の案では七万二千四百二十円に兵の場合、上げてございまして、先ほど申し上げました国民年金との併給の場合の条件としての七万円という限界をこえるわけでございます。従って、七万二千四百二十円のレベルに到達する時期、すなわち、昭和三十九年、あるいは老齢者につきましましては、昭和三十八年に七万二千四百二十円に公務扶助料の方は増額されるわけでございますから、そのときには国民年金の併給ということは実質上なくなる、こういうこと

となるわけでございます。しかもなお、そうした七万円という国民年金併給の方におけるワケを取り除いて併給すべきかどうか、こういう議論につきましましては、これは厚生省方面において今後御研究になる問題だろうと思っております。現在のところは、こちらの方は七万円をこすという段階になります。国民年金の方は併給されない、こういうことになると思っております。

○受田委員 これは総務長官、やはり一つの問題だと思ふ。七万円をこすと国民年金の併給はなくなる、これはやはり救済措置をとっておくべき性質のものである、かように私は思ふわけですから、長官、御趣旨は賛成ですか。

○小幡政府委員 この併給の問題は、私も非常に重要な問題だと考えております。従いまして、今後厚生大臣等ともよく連絡をとりまして、なお研究を続けていきたいと思っております。

○受田委員 きょうは区切りのいいところまでやって、残余の質疑はあすさせていたたくこととして、この改正の具体的な数字に入っていきますが、今度の改定を拝見いたしますと、公務扶助料において、私たちがしてはなはだ満足する点の一つできてきておるのです。それは、従来私がしばしば主張していた下級者の優遇、階級差を下の方に撤廃するという精神が、一部生きてきた。軍曹、曹長、准士官、少尉というこの四階級が全部七万三千六百八円と改定されて、階級差がなくなつた。これは私多年主張した、下級者には階級差をなくして、せめて少尉か中尉のところまでを一律にすべきだという主張を、ある程度取り入れていただいております。恩給局長は、私

の多年の主張を十分採用したと思われるのですが、これは、今までの階級差をたとい百円といえどもつけていかなければならなかったという主張を改められたのか、倍率関係などでもうどういかに一致したということになっていくのか、階級差撤廃の数字が出た根拠をお答え願います。

○八幡政府委員 公務扶助料の現実の額におきまして、その方が最短期間でなくなられた場合にどのくらいになるかというのを今度の法律案によりましてはじきますと、兵の場合五万三千二百円から七万二千四百二十円になるわけですが、これ以上の階級につきましてはどうなるかということでございます。実は公務扶助料の額というものは、その基礎俸給といわゆる倍率とのかけ算の結果でございます。今度の基礎俸給のアップ率が、兵の場合のアップ率よりも伍長、軍曹、曹長、准士官、少尉というよりなところが若干下回つておるという関係からいたしまして、従来の倍率をかけた参りますと、むしろ伍長のところが七万三千二百六十九円というところになり、軍曹のところでは若干上がつて七万三千六百八円というところになるのでございますけれども、曹長、准士官、少尉というところに至りますと、逆に軍曹のところよりも落ちるという現実の計算の結果が出るわけでありまして、上級者の方が下級者より落ちるということはまずいので、少なくとも下級者の額にひとしくさせる、こういう意味で、曹長、准士官、少尉というところでは軍曹と同額にしております。これは、そういう計算の結果そうなつておるのでございまして、そこに何か作爲的に、こ

の辺を一本にするというふうな考え方をこころではっきり出したんだ、こういうふうにおとりになると、かえって何と申しますか——それほどの深い意味があつてやつたわけじゃない、結果的にそうなつておる、こういうことでございます。

○受田委員 今の、かけ算の結果がこうなつたということでございますけれども、私は、この七万三千六百八円というふうなときは、これを上に切り上げて七万三千七百円というように計算されるようにして——半端をつけるといふことは一つの問題がある。もう一つは、その前の兵と伍長だけはまだ依然として取り残しておるわけですから、結果こうなつたということ、もう一つの下級階級の整理ということ、政治的意図を持った配慮をされて、この際全部七万三千七百円と少尉以下を一律にされるという措置、これはきわめて適切である。従来だって、二等兵、一等兵、上等兵というものを全部整理して、兵長に統合されたという事例もあるのです。階級差というものは、今までもだんだんと現実に整理されておるのです。過去に整理した歴史があるのです。それを、せっかくこの四つが同じ金額にたまたまなつた機会に、兵と伍長の分も含めて七万三千七百円というふうな整理したものにやられることはいかぬものであるか、これは、今かつての副長官と現在の長官と話をしておられますが、あなたとしては、今までのいきさつをよく御存じなのでございまして、私の今お尋ねしている、少尉以下を一律に七万三千七百円とびちつと線を引かれる措置は適

切であるとお考えかどうか、御答弁願います。

○八善政府委員 先生が、この前の法律百二十四号を作るときから、兵から少尉まで一本の公務扶助料でという御持論であることは、よく承知しております。しかしながら、そのときも申しましたように、旧秩序というものを尊重しつつ、いろいろこうした恩給上の処遇なり、また事実というものを考えておりますものから、やはりそれを全部一本にするということについては、恩給法というものの基本的な考え方からははずれるのじゃないだろうか、こう思っております。今回の措置といたしまして、兵と伍長は若干の違いがありまされるけれども、軍曹から少尉までは一本であるというところは、逆になぞ違えなかったかという議論に対しては、先ほど申し上げたようなことでありまして、これを全部一本にするというところは、私としては賛成できない、こういうことであります。

○受田委員 これは一つの政策的なものもある、恩給法はすでに政策的なものも幾つも入っている、社会保障的なものがどんどん取り入れられたのです。従来の恩給法という特権的な意識で固められた法律は、もう大幅に修正されて、社会保障の線が入ってきておるのです。従って、この際こういう根本的な改定をされる機会に、少尉以下の金額を少尉まで持つていくということになれば、その遺族にしても、兵、伍長、軍曹というような立場の人、少尉と同じ金額を自分ではもらっている。英霊そのものも満足するし、英霊の遺族にしても、自分の夫は兵であり、伍長であつたけれども、少尉と同じ

額の扶助料をもらつておるのだという一つの喜びを感じておるのです。これは政策的に、この機会に十分採用すべきチャンスであると思つて、このチャンスを使つてから、局長英断をふるわれるべきじゃないか。従来の恩給を存じの副長官から御答弁願ひたい。

○佐藤(朝)政府委員 私はあまり従来の恩給法の調査会のおきにおきません、前の恩給法の調査会のおきにおきません、ただいま恩給局長から答弁いたしましたように、もちろん、受田委員のおっしゃる通り、社会保障の意味も、この恩給法に幾分入つておることはいふまでもないと思ひます。

○受田委員 入つておると確認をされているわけですから、この際これをやるべきでなかつたか。これは自民党の皆さんとも御相談して、一つ修正案としてみないで——これはだれも反対する人はいないわけですか。

もう一つお尋ねして、区切りをつけて質問を終わりますが、今度の改定案の中で、年額のおしまいに注が書いてあります。「旧軍人以外の公務員の恩給年額は、三四号俸以下の公務員扶助料年額のうち、同号俸の旧軍人の公務員扶助料年額と若干の差のあるものがあつて、その差がある」と書いてあるのをごさいますけれども、この差をなぜおつけになったか。三四号俸といふと、これは少尉のところに該当する号俸ですけれども、どうして差をおつけになられたのか、御答弁願ひます。

○八善政府委員 これは、文官の場合には、実は文官の公務員扶助料の倍率が別にできておるわけですから、そこで、文官の公務員扶助料の倍率をかけたして出た答えというものは、同じ十八号のところでも違つておるわけですから、文官の方が倍率が低うございますから。そこで、兵の十八号の公務員扶助料といつても、同じ仮定俸給が十八号であつても、文官の方が低い額が出てくるわけですから、しなから、法規定におきましては、同じ十八号であれば、公務員扶助料の年額は、それにもかかわらず、兵において定められた七万二千四百円というものと同額にするというような最低保障的な規定が入つておるわけですから、十八号以上の大尉中尉クラスのところまで、この兵の七万二千四百円という最低保障額が、文官の場合においても生きて参りますので、そういう意味でこの軍人の公務員扶助料の額とは違つて、こう書いてございます。

○受田委員 その違つた部分を除いてこの表と同額である、こう書いてある。大体公務員死といふことになれば、文官も武官もこの段階においては同一にすべきだと私は思ふ。軍人の公務員死も文官の公務員死も、これは公務員死としては同性質のものである。同性質のものであるといふことになれば、文官で公務員死となつた場合には、軍人の公務員死と同額のものを支給する、そういう規定に厳然と調節されてはどうか。それは今までの倍率の相違といふような書き方ではなくて、これまた政策的な立場から、公務員死といふものは文官を通じて一本であるという原則を確認される段階ではないかと思ひます。

○八善政府委員 技術的にはこまかくせんざくすればそういうことになりまふけれども、実態的には、文官におきましても、兵隊の階級で言つて少尉クラス、三四号俸くらいのところは、

大体文官も兵隊も同じだということに結果的になつておる。従いましめて、特に文官の倍率といふものを、軍人の場合の公務員扶助料を算出する倍率に近づけてそれを手直しするといふふうな技術をあえて使わなかつたわけでは、現実の結果といたしましては、軍人も文官も公務員死者につきましては同じだ、大体こういうような結論が出て参つておる。

○受田委員 階級が上にいけば、これはまた同じになつてくるわけですね。つまり、中間がちよつと違つて、これが問題なんですよ。これは倍率の二十割以下のところはもう同じになつておる、こう同つておるわけですが、その中間だけなぞ差をつけたかといふこの問題は、恩給局長が昔の旧秩序とさつき申されたが、これは、私は新秩序に切りかえなければならぬと思つておる。新秩序をもつて恩給法の体系を新しく樹立される必要があると思つておる。公務員死は、文武官を通じてそれぞれ法適用者は同率であるといふことを確立されるべき必要があると思つておる。例外はごくわずかな例外です。それを、何か旧秩序にとらわれておられるような印象は、私はほんとうに残念に思つておる。区切りが問題になつておるわけですが、もう五分ほど延ばしていただいて、この問題は、できれば違つたところの数字を示していただいて——今指摘した点についての文武官の相違点をお示し願ひたいと思ひます。

さらに、この傷病関係の規定に触れておきますけれども、傷病恩給の中で、特別項症の金額は一項症の五割増しといふことは、まだ規定が生きております。特別項症の規定の適用者には介添者が要る、介添者が要る、そういう意味で五割増しになつておる。介添者も、今ところは物価高で、生活費が高まつて相当苦しくなつておる。一人を扶けることになると、一項症で三六%の増額になつておるのをごさいます。が、介添者がその半額ほどふえてくるわけですから、これで現実には特別項症の皆さんが満足している段階かどうか、恩給局で御調査された結果があると思ひますけれども、御答弁願ひます。

○八善政府委員 今回の措置によりまして、第一項症の額は二十三万三千円、こういうことになりまして、特別項症といふことになりまして、一割から五割増しといふことで、一番ひどい場合がその五割増しから、約十一、二万といふものがそれにプラスされるわけでありまして、三十万圓くらいになるわけですから、そのほかに、介護手当が二万四千円、それからまた普通恩給が、兵の場合、仮定俸給十二万四千円といふものを基礎にいたしまして、その三分の一でございますから、四万何千円といふものを合算すると、約三十数万圓といふ年金になるわけでありまして、月額三万円をこす場合も出てくるわけですから、従いまして、そういう方々の場合の御生活というものの、その程度のところならば、現在の生活水準からいって何とかややつていけるのじゃないかというふうな考へておるわけですか。

○受田委員 特項症といへば、両手もしくは両足がなくて、全然身動きのと

れぬような不幸な立場の人なんです
が、こういう人々の介添えをする人々
にしても、これは容易でない。精神的
な苦痛も伴うものでございますので、
それで何とかおとすというところで
ございますが、実際に実態を調べた結
果がどうであるか、満足しておられる
かどうか、いろいろな報告などがあれ
ば、きょうでなくても、明日でけっこ
うですから、これを承りたいと思いま
す。

それから私非常に遺憾なことは、
今日この増加恩給の改定がされたにも
関わらず、白衣の募金が依然として
続いている。お宮へ参つても、また公
園などにおいても、一番楽しい印象を
持つてレジャーを楽しんでいるとき
に、白衣の募金の皆さんがあそこに
立っておられると、また多くの人々が
胸に痛みを感じるといふことになる
と思うのです。これはどうしたことか。

これは総務長官、あなたの方の御所管
になるわけですか。こういう白衣の募金
をなぜ許しているのか、とめておつて
もやっているのか、これは政府部内
において十分検討されていると思いま
す。どういふ形でこの白衣の募金者
を取り扱っておられるかをお答え願いま
す。

○小平政府委員 実は最近における白
衣の募金の状況、あるいはそれに対し
て政府がどういふことをやっているの
かということにつきましては、私もよ
く存じません。いずれ、その点は、関
係する向きも多いのでございますか
ら、よく最近の事情について調査もい
たし、また、何らかの施策を講ずべき
ものであれば講じたらどうか、私も今
さように考えます。

もう十四、五年前でありましたが、や
はり引揚者及び遺家族援護の特別委員
会で、そういう問題が出たことを今実
は思い出したのでございますが、あの
当時、相模原でございましたか、そこ
にああいう人たちの住居があつて、ほ
んど職業的にやっておられて、何月
何日にはどこでどういふ催しがある
というように、派遣をされていく
ごとき話を、その当時伺つたこともご
ざいしますが、今どうなっているか、あ
まり私も存じませんので、研究しま
す。

○受田委員 これは大事な問題です
から、これが街頭から消えるように、処
遇改善が不十分であれば、その人の意
見を聞いて、処遇改善で、どの点が欠
けているか探求する必要があると思
います。これは早急に、あしたまでに御
答弁願います。

もう一つ、問題は、五項症以下の軽
度の障害を受けた皆さんの場合は、就
職が可能なんです。軽度の身体障害者
の皆さんに対しての適当な就職の問題
では、身体障害者雇用促進法というも
のができています。この身体障
害者雇用促進法によつて、軽度の増加
恩給の五項症以下程度、また傷病資金
をもらっている皆さんは就職が可能で
すが、該当者が何人おつて、どうい
ふうに就職を可能にしておられるか
という調査の結果も、明日御答弁を願
いたいと思ひますので、明日への課題
として残しておきます。そのほかの問
題は、きょうここで区切りがいいので、
明日へ延ばすことにしまして、本日の
質問を一応終わらしていただきます。
○中島委員長 本日はこの程度にとど

め、次会は、明十八日十時より委員会
を開会することとし、これにて散会
いたします。

午後一時二十九分散会

昭和三十七年四月二十一日印刷

昭和三十七年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局